

深谷市告示第 3 0 9 号

制限付一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び深谷市契約規則（平成 2 4 年深谷市規則第 2 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

深谷市長 小 島 進

1 入札対象案件

- (1) 件 名 公用車売払い（消防車両）
- (2) 数 量 1 台
- (3) 引渡場所 深谷市 旧岡部分署敷地内（埼玉県深谷市岡 2 3 9 4 番地 1 ）
- (4) 引渡期限 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）
- (5) 予定価格 8 3 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない。また、預託済みのリサイクル料（詳細は仕様書等を参照。）も含まない。）

2 入札手続等の方法は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月） 午前 9 時から

令和 7 年 1 1 月 1 1 日（火） 午後 1 時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

4 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和7年11月12日(水) 午前9時から

令和7年11月13日(木) 午後1時まで

(ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 開札日時 令和7年11月13日(木)

午後2時からの7番目

(3) 上記の期間・日時は変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

5 入札に参加しようとする者に必要な資格は次のとおりである。

(1) 深谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成28年9月29日告示第294号)に基づく令和7・8年度深谷市物品等競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)に以下の分類で登載されていること。

大分類 買受け

(2) 本案件を買い受ける能力を有する者であること。

(3) 施行令167条の4に該当しない者であること。

(4) 本公告から契約締結までの間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) 入札に参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと、並びに会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。

6 入札参加資格の有無の確認は、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱に基づき入札執行後に確認する。

7 仕様書等

(1) 公開日 令和7年10月27日（月）

(2) 仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムからダウンロードすること。

8 入札物件下見会

(1) 日時 令和7年10月29日（水）

午後2時から午後4時までの間

(2) 場所 深谷市 旧岡部分署敷地内（埼玉県深谷市岡2394番地1）

(3) 入札物件下見会に参加しなくても入札はできるが、その場合は、車両の状態等について承諾したものとみなす。

9 仕様書等に関する質問は、次のとおり質問書を電子メールにより提出すること。

(1) 受付期限 令和7年10月31日（金） 正午まで

(2) 提出先 深谷市総務部契約検査課

（メールアドレス）keiyaku@city.fukaya.saitama.jp

(3) 質問に対する回答は、令和7年11月5日（水）までに電子入札システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

10 入札保証金は、深谷市契約規則第8条により免除する。

11 落札者の決定方法等

(1) 開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札候補者とし、電子入札システムから通知する保留通知書の理由欄において落札候補者の名称を記載する。

- (2) 落札候補者は「一般競争入札参加資格等確認申請書」及び「契約に係る届出書」を、保留通知書を受けた日の翌日から起算して2日以内（ただし、深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）に提出すること。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、その者を落札者とする。
- (4) 落札候補者となるべき価格について、同価の入札が2者以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを利用し落札候補者を決定する。

1 2 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 電子入札システム上で競争参加資格確認申請受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- (3) 1回の入札で落札者のない場合は、入札を打ち切る。
- (4) 深谷市競争入札参加者心得第17条に規定する入札は無効とする。

1 3 入札の延期等

- (1) 必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取消す。
- (2) (1)の場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできない。

1 4 契約保証金は、深谷市契約規則第 2 9 条により免除する。

1 5 売買代金の納付

市が発行する納入通知書により、令和 7 年 1 2 月 5 日（金）までに一括納付すること。

1 6 この公告に定めるもののほか、本案件に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱、深谷市競争入札参加者心得、深谷市公共工事等電子入札運用基準及び仕様書の定めるところによる。

1 7 問合せ先

深谷市役所総務部契約検査課

T E L 0 4 8 - 5 7 1 - 1 2 1 1 （代表） 内線 4 5 7 1